

令和6年度(2024年度) 放課後児童クラブ 入会案内

大山崎町教育委員会 生涯学習課

1. 放課後児童クラブについて

「放課後児童クラブ（以下、「クラブ」という。）」は、児童福祉法第6条の3第2項に規定された放課後児童健全育成事業で、小学校に就学している児童のうち、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象として、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

大山崎町では、小学校・支援学校に在籍する1年生から4年生までの町内在住児童（支援が必要な児童のうち、クラブに継続入会する場合は6年生まで）のうち、保護者の就労等の事情で保育を受けられない児童を対象に、安心・安全な居場所づくりと家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、町内各小学校内に3か所のクラブを開設しています。

2. 開設時間について

平日は原則として放課後から午後6時まで、土曜日は午前8時30分から午後6時までとし、日曜日・祝日以外の学校休業日（長期休暇、振替休日（学校の運動会等）、入学式、卒業式等）は午前8時30分から午後5時30分までです。

3. 開設場所について（各クラブ施設の概要は8ページ参照）

- ◇ 大山崎小学校区 「なかよしクラブ」及び「ともだちクラブ」※
- ◇ 第二大山崎小学校区 「でっかいクラブ」

※ 大山崎小学校区の入会クラブは、入会児童数に応じ、集団登降所時の安全を勘案して、クラブ間で調整のうえ決定します。

4. 入会条件について

次のいずれかに該当する場合

- (1) 保護者が就労のため日常的に家庭を留守にし、児童の家庭内保育をできない場合
- (2) 疾病・心身障がい・出産等により、保護者がその児童の家庭内保育をできない場合
- (3) その他、クラブでの保育が必要と認められる場合（求職中など）

ただし、入会条件に該当する児童であっても、次のいずれかに該当する場合は対象外となりますのでご注意ください。

- ① 放課後児童クラブ保護者協力金（以下「協力金」という）が未納世帯の児童
 - ② 医療行為を必要とする児童
 - ③ クラブの保育又は集団生活に馴染まないと教育委員会が判断する場合
- なお、虚偽の申請があった場合は入会決定を取り消します。

※ 「保護者」には、単身赴任などの理由により別居されている方や事実婚となる相手の方も含まれます（いずれも保護者協力金の算定の対象となります）。

5. 必要な費用について

クラブ事業は、保護者協力金および国・京都府の補助金を受け、大山崎町教育委員会が管理運営しています。

(1) 令和6年度(2024年)放課後児童クラブ保護者協力金の算定・納入について

協力金は、保護者の市町村民税の所得割額を合算して「放課後児童クラブ保護者協力金負担基準表」(5ページ)により算定します。

協力金は加入月から毎月納入(月末に口座から引き落とし)していただきます。

本年度の算定基礎となる市町村民税は、令和4年(2022年)1月から同年12月までの収入額に課税される令和5年度(2023年)市町村民税(前年度の市町村民税)です。年末調整や確定申告をされない場合は、市町村民税の資料がなく、協力金を算定できないため、最高額(8,500円/月)を納入していただくことになります。

協力金とは別に、入会決定後、スポーツ安全保険料(年間800円程度)を納入していただきます。

※ 上記以外に保護者の皆様に組織されている「保護者会」では、おやつ代、保護者会費など(約3,000円/月 ※各クラブ保護者によって異なります)を徴収されています。

(2) 令和5年(2023年)1月2日以降に本町に転入された保護者、単身赴任などの理由により別居されている保護者等、本町に令和5年度市町村民税資料のない保護者について

令和5年(2023年)1月1日現在、本町に居住されていなかった保護者は、市町村民税課税(非課税)証明書または市町村民税額が分かるものを令和5年1月1日現在の居住市町村から取り寄せて提出してください。

なお、当該証明書が提出されない場合は、最高額(8,500円/月)を納入していただくことになります。

(3) 地方税法の改正について

平成24年度の地方税法改正により、16歳未満の年少扶養控除及び16歳以上19歳未満の特定扶養控除の一部(以下、「控除対象被扶養者」という)が削除されましたが、令和6年度(2024年)協力金算定にあたっては、引き続き当該扶養控除の削除が無いものとして協力金への影響緩和措置を行っています。

(4) 納入方法について

協力金の納入方法は口座振替としています。口座振替の申込手続きは入会決定通知時に送付する「大山崎町税金・料金・口座振替・自動払込利用申込書」を下記の取扱い金融機関に提出してください。

〈取扱い金融機関〉

- ◆京都銀行 ◆京都信用金庫 ◆京都中央信用金庫
- ◆京都中央農業協同組合 ◆池田泉州銀行 ◆関西みらい銀行
- ◆近畿労働金庫 ◆みずほ銀行 ◆三井住友銀行 ◆りそな銀行
- ◆全国のゆうちょ銀行・郵便局

※三菱UFJ銀行は、令和3年(2021年)4月以降取扱い金融機関から外れたため申込みできません。

6. 入会申込時に必要な書類について

必要書類	対象者
放課後児童クラブ入会申込書	<u>全員</u> ※申込児童1名につき1枚
就労証明書（標準様式） ※自営業の方は①②、農業・内職の方は①の添付が必要 ①スケジュール申告書（指定様式） ②開業届（写）又は確定申告書（写）等 事業内容を証明する書類	<u>4. 入会条件の(1)に該当する方</u> (月64時間以上の労働を常態としている場合) ※就労している保護者1名につき1枚 ※兄弟姉妹の申込分は写しで可 ※保育所等入所申込用証明書類がある場合はその写しで可
放課後児童クラブ入会申込にかかる申出書 ※ <u>保育を必要とする事由を証明する書類(11ページ参照)の添付が必要</u>	<u>4. 入会条件の(2)、(3)に該当する方</u> ※兄弟姉妹の申込分は写しで可 ※保育所等入所申込用証明書類がある場合はその写しで可 ※各種証明書は、提出日の3か月以内に発行されたもののみ有効
令和5年度(2023年度)市町村民税課税（非課税）証明書等（市町村民税額が分かるもの）	令和5年(2023年)1月1日現在、本町に居住されていなかった保護者の方

※ 入会以降、申込内容に変更が生じた場合は速やかにお申し出ください。

7. 入会申込受付期間等について

入会時期	受付場所	受付日	受付時間
4月当初 入会希望者	教育委員会 生涯学習課 (役場2階)	令和5年11月06日(月) ～同年11月10日(金)	月～金曜日 8:30～ <u>19:00</u>
(令和5年度入会 児童の継続入会 も含む)	各放課後児童 クラブ	令和5年11月06日(月) ～同年11月10日(金)	月～金曜日 13:00～18:00
年度途中の 入会希望者	教育委員会 生涯学習課	随時受付（役場開庁日）	月～金曜日 8:30～17:15

※ 「4月当初入会希望者（継続入会希望者も含む）」は、施設・人員を確保する必要があるため、上記の期間中に申込書を提出してください。

上記の期間後の申込は、受付先着順の取扱いとし、4月当初から入会（継続）できない場合や施設・人員を確保できるまで待機いただく場合があります。

※ 新型コロナウイルス感染等により、来庁が困難な場合は、郵送提出も可とします。

※ 申込書類に不備がある場合は（すべての書類が揃うまで）受付できませんので、必要書類をご確認ください。

8. 入会決定の優先順位及び入会可否の通知について

令和6年度当初の入会決定にあたって、入会申込児童数が各クラブの受入可能児童数を超えた場合は、下記の基準により優先順位を付けて、入会決定を行います。

【第1次入会決定】（対象：受付期間（令和5年11月6日～10日）内に受付分）

第1基準 小学1年生、2年生、3年生、4年生（、5年生、6年生）の順に入会決定

第2基準 学年ごとに次に示す指数（基礎+調整）の高い順に入会決定

指数表			
基礎指数※1		調整指数	
保護者の状況	指数	保護者の状況等	指数
就労（自営業・農業・内職含む）	7	月80時間以上※2	+1
		月96時間以上※2	+2
		月155時間以上※2	+3
		町内放課後児童クラブ又は保育所で就労	+3
妊娠・出産	7		
疾病・障がい	7	保護者が入院している状態	+3
介護・看護	7	介護・看護を必要とする方が身体1・2級又は療育A、精神1級、要介護3～5のいずれか	+2
災害復旧	7	り災した住家の被害程度が「半壊」以上	+2
求職活動	5		
就学	5		
その他（※に必要と認められる場合）	7	教育長が特に必要と認める世帯	+3
		障がいがあり支援が必要な児童のある世帯	+3
		ひとり親世帯	+3
		兄弟姉妹2名以上の入会申込	+1

※1 基礎指数は保護者のうち低い方とする ※2 就労時間は保護者のうち短い方とする

【第2次入会決定】（対象：受付期間終了後から令和6年1月31日までに受付分）

第1基準 小学1年生、2年生、3年生、4年生（、5年生、6年生）の順に入会決定

第2基準 学年ごとに指数（基礎+調整）の高い順に入会決定

第3基準 指数が同点の場合は受付先着順に入会決定

【第1次】及び【第2次】の入会決定については、令和6年(2024年)2月中に入会の可否を文書で通知する予定です。

【年度途中入会決定】（対象：令和6年2月1日以降に受付分）

令和6年2月1日以降に入会申込を受け付けた場合（転入などやむを得ない事情により遅れた場合を除く）は、年度途中の随時入会申込として取扱い、令和6年4月以降各月15日までに受け付けた申込分について、上記の基準により優先順位を付し、同月16日から20日頃までに翌月1日からの入会の可否を通知する予定です。

放課後児童クラブ保護者協力金負担基準表

令和6年度(2024年度)版

等級	算定の基準	月額協力金額
1	生活保護・準要保護世帯 ----- 市町村民税（令和5年度）が非課税世帯	0円
2	市町村民税（令和5年度）が均等割のみの課税世帯	1,000円
3	市町村民税（令和5年度）の所得割額が 40,000円以下の課税世帯	3,600円
4	市町村民税（令和5年度）の所得割額が 40,000円を超え80,000円以下の課税世帯	5,500円
5	市町村民税（令和5年度）の所得割額が 80,000円を超え135,000円以下の課税世帯	6,600円
6	市町村民税（令和5年度）の所得割額が 135,000円を超え157,500円以下の課税世帯	7,700円
7	市町村民税（令和5年度）の所得割額が 157,500円を超える課税世帯	8,500円

※ 兄弟姉妹同時に2人以上の児童を保育する場合は、2人目から1人につき定められた額の2分の1を控除します。

※ 「市町村民税（令和5年度(2023年度)）」は、令和4年(2022年)1月1日から同年12月31日までに生じたすべての所得に対して算定した市町村民税です。

※ 保護者協力金は、事実婚となる相手の方の市町村民税額を含み算定されます。

9. 入会時の注意事項について

入会にあたり、児童たちの放課後の生活をより安心・安全で豊かなものにしていくために、保護者の皆様には、下記の点についてご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

1. 児童の生活リズムを大切にするため、ご家庭の事情や習い事などがなければ、できるだけ登所できるようご配慮ください。

なお、臨時に休まれる場合は各クラブへ必ず連絡してください。

2. 1ヶ月以上クラブを休まれる場合は、事前に「休会届」を提出してください（休会届は各クラブ及び生涯学習課（役場2階24番窓口）にあります）。

※ 提出日が属する月は協力金が発生しますので、前月末までにご提出ください。

3. 緊急時の連絡先や勤務先に変更が生じた時は、速やかに「放課後児童クラブ申込内容の変更に係る申出書」を提出してください（申出書は各クラブ及び生涯学習課（役場2階24番窓口）にあります）。

4. 放課後児童クラブ保護者協力金は毎月末に口座から引き落とします。同協力金を滞納されると、入会条件を欠くため、入会決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

5. 安全確保のために同じ地区の児童が集団で登所・降所しています。指導員は同伴できないため、保護者の皆様には可能な範囲で付き添い・見守り等のご協力をお願いします。

6. 学校給食がない日は、児童に弁当を持たせてください。

7. 各クラブでは、児童が自主的に学習できる時間を設けています。ただし、同時間に宿題などの学習に取り組むかどうかは児童の自主性を尊重しています。

8. 疑問や不安に思う点などがありましたら、各クラブ指導員にお気軽にご相談ください。

9. 教育委員会の事業運営とは別に、保護者の皆様で「保護者会」を組織され、おやつ代・保護者会費などを徴収されるほか、行事等を主催されています。

<問い合わせ先>

教育委員会 生涯学習課（役場2階24番窓口） ☎（075）956-2101

内線：233

（平日の午前8時30分～午後5時15分）

放課後児童クラブ「なかよしクラブ」 ☎（075）957-1386

放課後児童クラブ「ともだちクラブ」 ☎（075）954-5552

放課後児童クラブ「でっかいクラブ」 ☎（075）957-1888

（各クラブは月～土曜日の開所時間内）

各クラブの1日の流れ(例)

< 平 日 >

- 13:00 開所時間
自由遊び
クラブに登所した児童から、思い思いの自由遊びに取り組みます。
- 15:30頃 学習(任意)
- 16:00頃 おやつ
班ごとに机に向かい、みんなでおやつを食べます。食べる前に「みんなから言いたいこと」などの発表をする時間があります。
- おそうじ
クラブ内、施設周りの掃除を週2回程度行います。
- 16:30頃 みんなの遊び
{ 全学年が揃うこの時間に、異なる年齢集団での遊びを通して、
- 17:00頃 仲間関係を深めていく活動を大切にしています。
- 17:30頃 学習(任意)
- 18:00 閉所時間

※学習時間は各クラブの生活に合わせて約30分間の時間を設けています(児童の自主性を尊重し学習に取り組むかどうかは任意としています)。

< 学校休業日 >

- 8:30 開所時間
生活準備(掃除)
- 9:00頃 学習(全員)
- 10:00頃 朝のおやつ
- 10:30頃 みんなの遊び 又は とりくみ
- 12:00頃 おべんとう
班ごとに机に向かい、みんなでおべんとうを食べます。
- 13:00頃 自由遊び 又は 昼寝
夏休みは、昼寝のあと自由遊びの時間です。
- 15:30頃 夕方のおやつ
- 16:30頃 みんなの遊びまたはとりくみ
- 17:30 閉所時間(学校休業日以外の土曜日は18時まで開所)



※各クラブの生活や時期によって時間が前後もしくは内容が変わることがあります。

大山崎町 放課後児童クラブ 施設概要

【なかよしクラブ1・2・3】

小学校区

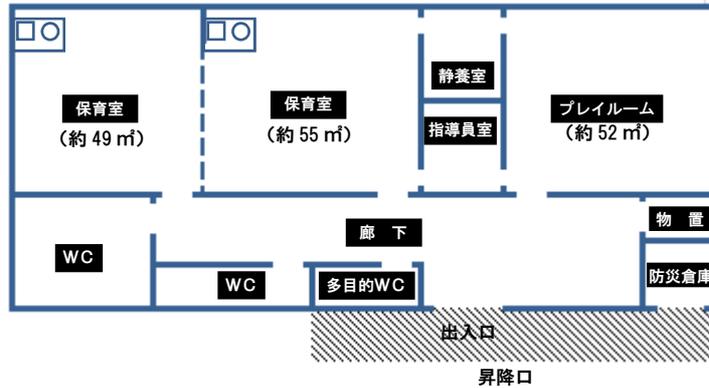
町立大山崎小学校

受入児童数

各クラブ概ね 35 人

指導員数

各クラブに原則として指導員 2 人を配置（支援を要する児童や入会児童数により加配）



【ともだちクラブ】

小学校区

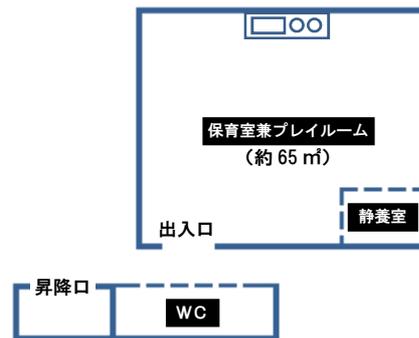
町立大山崎小学校

受入児童数

概ね 40 人

指導員数

原則として指導員 2 人を配置
（支援を要する児童や入会児童数により加配）



【でっかいクラブ1・2・3】

小学校区

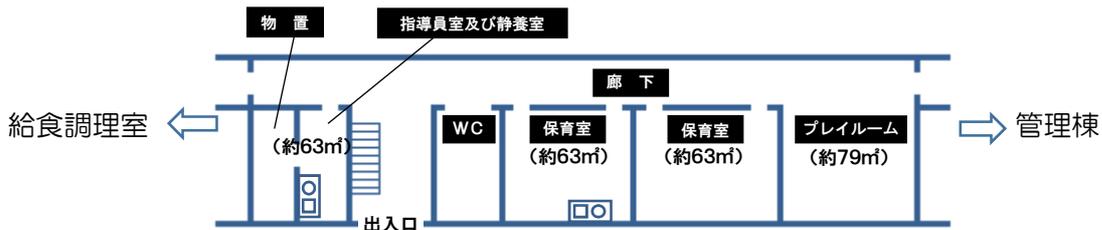
町立第二大山崎小学校

受入児童数

各クラブ概ね 45 人

指導員数

各クラブに原則として指導員 2 人を配置（支援を要する児童や入会児童数により加配）



※ 受入児童数は、大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で示された児童 1 人あたりの面積の目安（1.65 m²）を基準にしています。

< 記載例 >

※ 記載は黒のボールペンで記入し、修正テープ等は使用しないでください。

令和6年度(2024年度) 放課後児童クラブ入会申込書

大山崎町教育委員会 教育長 様

令和5年11月6日

提出日

保護者 郵便番号 618-8501 [大山崎]
住所 京都府乙訓郡大山崎町字 円明寺
下植野
小字 夏目 番地

氏名 山崎 太郎

電話番号 075 - 956 - 2101

大山崎町放課後児童クラブへ下記の児童を入会させたいので申し込みます。
なお、大山崎町教育委員会が協力金の額算定のために市町村民税課税(非課税)に関する調査、要保護・準要保護の有無についての確認、就労証明内容について事業者を確認、及び入会にあたって事前に面談の場をもつ場合があることを承諾します。

1. 入会児童

Table with 7 columns: ふりがな氏名, 性別, 保護者の続柄, 生年月日, 小学校名, 令和6年度学年, 新規・継続. Row 1: やまざき いちろう, 男, 長男, 平成29年10月1日, 大山崎小学校 第二大山崎小学校, 1年, 新規・継続.

2. 入会児童世帯の家族及び同居人の状況

Table with 6 columns: ふりがな氏名, 申込児童との続柄, 生年月日, 職業, 令和6年度勤務先・学校名等, 勤務先等の電話番号. Rows include family members: 山崎 太郎 (父), 山崎 花子 (母), 山崎 二郎 (弟).

※ 別居(単身赴任等)されている父母や事実婚となる相手がおられる場合も記入してください。

※ 世帯の別は関係なくすべての同居者を記載してください。

裏面にもご記入ください

3. 令和5年(2023年)1月1日現在、大山崎町に住民票がありますか？ ある ・ ない

※ 「ない」に○をつけた方は、下記<記入上の注意>③を必ずご確認ください。

4. 入会希望の理由 (該当理由に○をしてください。)

- | |
|---|
| <p><input checked="" type="radio"/> (1) 児童の保護者等が就労のため、日常家庭を留守にして、家庭内保育ができない
(2) 保護者が、疾病・心身障がい・出産等により、児童の家庭内保育ができない
(3) その他、放課後児童クラブで保育が必要と認められる場合 (求職中など)</p> |
|---|

※ 下記<記入上の注意>⑤を必ずご確認ください。

5. 入会児童について、特別な支援が必要ですか？ はい ・ いいえ

※ 「はい」に○をつけた方は、6の備考欄に具体的にご記入ください。

6. 備考欄

令和5年10月に〇〇市から大山崎町に転入して来ました。親、子どもともに知人が少なく、不安な面があります。

保育所では、集団行動が苦手な、時々ぐずることもありますが、少し休めば落ち着きます。日常生活に支障はありませんが、〇〇アレルギーのため、咳込むことがあります。

.....

.....

.....

.....

.....

< 記 入 上 の 注 意 >

本申込書は下記の点に注意して記入の上、入会案内に記載されている事項をよく読んで、提出してください。

- ① 「1. 入会児童」の学年は令和6年度(2023年度)の学年を記入してください。
- ② 「2. 入会児童世帯の家族の状況」は、世帯の別は関係なく、申込児童と同一生計となる同居している家族全員についてもれなく記入してください。
- ③ 令和5年(2023年)1月2日以降に大山崎町に転入された方は、転入元の居住市町村が発行する令和5年度市町村民税課税(非課税)証明書または市町村民税額が分かるものを添付してください。
- ④ 「6. 備考欄」には、児童の保育上、特に留意してほしい点があれば記入してください。
- ⑤ 入会申込書の添付書類について
 - ◇ 入会希望の理由(1)に○をつけた方は、「就労証明書」を提出してください。なお、自営業の方は「スケジュール申告書」及び「開業届(写)又は確定申告書(写)等事業内容を証明する書類」、農業・内職の方は「スケジュール申告書」の添付が必要です。
 - ◇ 入会希望の理由(2)または(3)に○をつけた方は、「放課後児童クラブ入会申込にかかる申出書」に「保育を必要とする事由を証明する書類」を添えて提出してください。

《保育を必要とする事由を証明する書類一覧》

保育を必要とする事由	保育を必要とする事由を証明する書類
就労（自営業・農業・内職を含む） ※月64時間以上の労働を常態としている場合	就労証明書（標準様式） ※自営業の方は①②、農業・内職の方は①の添付が必要です ① スケジュール申告書（指定様式） ② 開業届（写）又は確定申告書（写）等事業内容を証明する書類
妊娠・出産	母子手帳の写し （表紙と出産予定日が記載されたページ）
疾病・障がい	次のいずれか1つ ① 診断書（指定様式） ② 障害者手帳の写し
同居親族（長時間入院等をしている親族を含む）の常時介護・看護	介護・看護状況申告書（指定様式）及びスケジュール申告書（指定様式） ※介護・看護される方の状態のわかる次のいずれか1つの添付が必要です ① 診断書 ② 障害者手帳 ③ 介護保険被保険者証の写しなど
災害復旧	り災証明書
求職活動（起業準備・雇用保険受給中を含む）	① 就労誓約書（指定様式） ② （雇用保険受給中の場合は）雇用保険受給資格者証の写し
就学（職業訓練を含む）	① 在学証明書 ② 履修表（時間割表） ※履修表がない場合はスケジュール申告書（指定様式）

※ 各種証明書は、提出日の3か月以内に発行されたもののみ有効です

※ 兄弟姉妹の申込分は写しで可です

※ 弟妹の令和6年度保育所等入所申込用証明書類がある場合はその写しで可です

各種様式は、町ホームページの「令和6年度(2024年度)
大山崎町放課後児童クラブ(学童保育)の入会案内」ページ
(右記QRコード)からダウンロードできます。



役場2階24番窓口（生涯学習課）にも用意しておりますので、お申し出ください。

入会案内ページQRコード

各クラブ施設の位置図



<問い合わせ先>

教育委員会 生涯学習課（役場2階 24 番窓口） ☎（075）956-2101
内線：233

（平日の午前8時30分～午後5時15分）

放課後児童クラブ「なかよしクラブ」 ☎（075）957-1386

放課後児童クラブ「ともだちクラブ」 ☎（075）954-5552

放課後児童クラブ「でっかいクラブ」 ☎（075）957-1888

（各クラブは月～土曜日の開所時間内）